

■5ヶ年(H28年度～R2年度)での各機関の取組一覧表

参考資料 1

各機関の取組状況 ○:実施  
-:取組対象外

項目	評価						取組状況									
	A		B				取組機関						具体内容			
	法的背景	関連法	一度達成すれば継続は不要	達成後も継続が必要	対象施設が多数	姫路河川	気象庁	兵庫県	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町	※継続内容は初年度のみ記載			
1)ハード対策の主な取組																
洪水を河川内で安全に流す対策																
1	堤防整備(中広瀬地区)	義務	河川法	第2条		○		○	-	-	-	-	-	国	堤防整備(中広瀬地区、今宿地区)、赤井頭首工改築【H28】	
2	河道掘削(上管地区、平見地区、船代・宮本地区)	義務	河川法	第2条		○		○	-	-	-	-	-	国	河道掘削(船代・今宿地区、中井・末政地区)【H28】	
3	質的対策(堤防の浸透、侵食、洗掘対策)	義務	河川法	第2条		○		○	-	-	-	-	-	国	浸透対策【H28】	
危機管理型ハード対策																
4	堤防天端の保護	義務	河川法	第2条		○		○	-	-	-	-	-	国	堤防強化工事、侵食対策工事【H28】	
5	裏法尻の補強	義務	河川法	第2条		○		○	-	-	-	-	-	国	堤防強化工事、侵食対策工事【H28】	
避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																
6	水防拠点となる施設の整備検討	-	-	-		○		○	-	-	-	-	-	国	引き続き防災拠点の整備検討【H28】	
7	簡易水位計、量水標の設置	-	-	-		○		○	-	-	-	-	-	国	(項目番号33に記載)	
8	CGTVの設置	-	-	-		○		○	-	-	-	-	-	国	(項目番号33に記載)	
2)ソフト対策の主な取組 ①意識変革、防災意識の継承・再構築、情報伝達に関する取組み																
想定される浸水リスクの周知																
9	最大規模洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定、公表	義務	水防法	第14条		○		○	-	○	-	-	-	国・県 国 国 県	想定最大規模(以降、L2と表記)洪水浸水想定区域図を公表中【国:H28、県:H30】 L2洪水を対象とした氾濫予測システム(浸水ナビ)の構築【H29】 沿川の氾濫状況を視覚的に把握できる卓上模型(マイクロモデル)を作成し、防災教育で活用。【H30】 CGハザードマップで浸水想定区域を公表【H28】	
10	地域住民及び学校等への水災害教育の実施	義務	災害対策基本法	第47条の二		○		○	-	○	○	○	○	国(各市町) 県 姫路市	ジュニア防災スクール、ひょうご防災リーダー講座等を開催【H28】 自主防災組織や小学生等を対象に水災害に関する出前講座・ワークショップを実施、国は適宜協力【H28】 浸水想定区域内の住民に対して、水災害における避難意識アンケート調査を実施【R2】 「県民モニター」による県政課題等に関するアンケート調査【H28】 7月豪雨に係る市民アンケート(5000人対象)を実施【H30】	
11	意識変化を確認するための手法(住民アンケート等)の検討・実施	-	-	-		○		○	-	○	○	○	○	国、各市町 国、各市町 国、各市町 県	L2洪水時の浸水CGを作成し、出前講座等で活用【H28】 AR技術を活用した浸水アプリを作成し、防災訓練で活用【H30】 計画規模洪水時の浸水CGを作成、公表【H28】	
12	最大規模洪水を対象とした浸水CGの作成、公表	-	-	-		○		○	-	○	○	○	○	国・県 国、各市町 国、各市町 県	L2洪水時の浸水CGを作成し、出前講座等で活用【H28】 AR技術を活用した浸水アプリを作成し、防災訓練で活用【H30】 計画規模洪水時の浸水CGを作成、公表【H28】	
13	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップの検討・作成	義務	水防法	第15条	○			○	-	-	○	○	○	国・県 各市町	ハザードマップ作成に必要な浸水想定区域を各市町へ提供【H28】 L2洪水に対応した防災マップの作成【R2】	
避難勧告等の発令について																
14	タイムライン(案)の検証、及び改善に向けた検討	努力義務	災害対策基本法	第47条		○		○	-	-	○	○	○	国・各市町	タイムライン(簡易版)の運用、チェックリスト版の作成及び共有【H28】	
15	避難判断水位、氾濫危険水位等の検証及び見直し	義務	水防法	第14条		○		○	-	○	○	○	○	国(各市町) 各市町	「危険水位等の設定要領(改訂版)」に基づき、各水位を県管理河川において設定【H28】 危険水位等の検証及び見直しを実施【H29】 警戒レベルの導入【H31】	
避難場所、避難経路について																
16	広域避難も含めた、避難場所及び避難経路の検討	義務	水防法	第15条		○		○	-	○	○	○	○	国・県 各市町	避難場所及び避難経路の検討に必要な情報(L2浸水想定区域等)を各市町に提供【H28】 L2洪水時の避難場所の再検討を実施【H28】	
17	地域防災計画の検討、更新	義務	水防法	第15条		○		○	-	○	○	○	○	国・県・各市町 国・県・各市町	福知山市の視察および意見交換【H28】 地域防災計画の更新及び公表【H28】、国及び県は更新に必要な情報(L2浸水想定区域等)を提供	
住民等への情報伝達の体制や方法について																
18	協議会参加機関のホームページ等を活用した、情報提供内容の検討	努力義務	水防法	第15条		○		○	-	○	○	○	○	国 県 各市町	L2浸水想定区域図(拡大図)を事務所HPに掲載【H28】 国のL2浸水想定区域図ページへのリンクを県HPに掲載【H28】 協議会参加機関のホームページや広報誌等を活用した情報提供【H28】	
19	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法の検討	努力義務	水防法	第15条		○		○	○	-	○	○	○	国 気象台 気象台 気象台 各市町	避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文に改良【H29】 「警戒級の可能性」の提供、危険度分布の充実等【H28】 降水短時間予報を15時間先までに延長等【H29】 「危険度分布」とリスク情報を重ね合わせて表示、警戒レベルの追記等【H30】 防災行政無線や屋外拡声器で避難情報を放送、災害情報伝達システムを構築等【H28】	
20	最大規模洪水時の避難情報提供のあり方検討	努力義務	水防法	第15条		○		○	-	○	○	○	○	国・県・各市町	最大規模洪水時の情報提供のあり方について協議会で議論【H28】	
21	スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信・普及活動の検討	努力義務	水防法	第15条		○		○	-	○	○	○	○	国 県・各市町 各市町	プッシュ型配信を開始【H29】 ひょうご防災ネットによる情報発信【H29】 緊急情報伝達システムや緊急速報メール等を活用した情報伝達訓練を実施【H29】	
22	外国語に対応した情報提供の実施	-	-	-		○		○	-	○	○	○	○	国 県・各市町	川の防災情報(英語版)の公表【H31】 ひょうごE(エマーゼンシー)ネット【H29】、ひょうご防災ネットアプリ【H31】による情報発信	

項目	評価						取組状況									
	A			B			取組機関						具体内容 ※継続内容は初年度のみ記載			
	法的背景	関連法	一度達成すれば継続は不要	達成後も継続が必要	対象施設が多数	姫路河川	気象庁	兵庫県	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町				
避難誘導体制について																
23													国 県 各市町	防災士を対象とした、マイ・タイムライン作成講習の実施【R2】 ひょうご防災リーダー講座を開催【H28】 自主防災組織のリーダー等を対象に学習会を開催【H28】		
24													国・県 各市町	「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)」を公表【H29】 「避難行動要支援者のための個別支援計画作成の手引き」を作成【R2】 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援、避難確保計画に基づく訓練を実施【H28】		
25													国 県 各市町	避難支援の検討に必要な情報を県、各市町に提供【H28】 防災と福祉の連携促進シンポジウム、福祉専門職対象防災対応力向上研修の開催【H30】 障害者自助力(防災意識)強化推進事業を実施【H31】 防災と福祉の連携による個別支援計画作成の推進モデル事業【H30】		
避難に関する啓発活動について																
26													国 県・各市町	各市町の防災訓練の場等を活用し、防災教育や浸水歩行体験を実施【H28】 水防訓練や避難所体験訓練等を実施【H28】		
27													国・県・各市町	まち歩きや検討会議を実施し、マイ防災マップや地区別防災マップの作成を支援【H28】		
28													国・各市町 各市町	要配慮者利用施設で避難確保計画及び避難行動タイムラインの作成に関するワークショップを実施【H31】 自主防災組織等に対する活動支援(防災マップづくり講演会への講師派遣)を実施【H29】 小学校や自主防災会等を対象に出前講座を実施【H28】		
2)ソフト対策の主な取り組み ②氾濫時に人命と財産を守る水防活動の強化に関する取り組み																
水防体制																
29													国・県・各市町	ポスター等の掲示、市町のHPに消防団に関する情報を掲載【H28】		
30													国・県	管理区間の重要水防箇所を事務所HPで公開【H28】		
31													国・県・各市町	重要水防箇所等を共同で確認(国管理区間、県管理区間)【H28】		
河川水位等に係る情報の提供																
32													国	既設CCTVで確認出来ない箇所に対する新設CCTV等の設計を実施【H28】		
33													国	簡易型監視カメラ、危機管理型水位計を設置【H28】		
34													国・各市町 県	ホットラインや水害リスクラインにより各市町へ水位予測情報等を情報提供【H29】 フェニックス防災システムで水位予測情報等(県管理区間)について、各自治体に提供【H28】		
水防資機材の整備状況																
35													国・県・各市町	水防倉庫や水防資機材等の配置計画を検討し、共有【H28】		
36													国・県・各市町	国、県及び各市町が所有する水防資機材の位置、リストを取りまとめ共有【H28】		
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早く日常生活を回復するための取り組み																
氾濫水の排水																
37													国・各市町	L2洪水を想定した排水計画(案)を作成、各市町へ共有【H30】		
38													国・各市町	排水ポンプ車による排水作業訓練、災害対策機械(対策本部車・照明車)の操作訓練を実施【R2】		